

北海道告示第10799号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年5月9日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

ア 令和6年5月9日に一般競争入札の公告を行う令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業（コメ）委託業務

イ 令和6年5月9日に一般競争入札の公告を行う令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業（日本酒）委託業務

ウ 令和6年5月9日に一般競争入札の公告を行う令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業（牛肉）委託業務

エ 令和6年5月9日に一般競争入札の公告を行う令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業（青果物・牛乳乳製品）委託業務

(2) 資格

令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業に係る業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

令和6年度道産農畜産物輸出拡大強化事業に係る業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(4) 暴力団関係事業者等でないこと、及び暴力団関係事業者等であることにより、道

が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く）

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(7) 単独の法人であって、北海道内に本店又は支店・営業所等の事業所を有する法人であること。若しくは、複数の法人を構成員とする連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、北海道内に本店又は支店・営業所等の事業所を有する法人をその構成員に 1 法人以上含むものであること。

(8) コンソーシアムにおいては、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員としても重複参加する者でないこと。

イ コンソーシアムを構成する構成員の間に本業務の受託及び遂行に係る明確な契約が存在すること。

ウ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 6 年 5 月 9 日から令和 6 年 5 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/2024kyouka.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課
農業付加価値向上係 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5432 |